



Yellow Hat



2024年5月20日

各位

会社名 株式会社イエローハット
代表者名 代表取締役社長 堀江 康生
(コード番号 9882 東証プライム)
問合せ先 人事総務部長 飯田 賢一
(Tel: 03-6866-1681)

取締役の報酬額及び取締役に対する譲渡制限付株式報酬額の改定に関するお知らせ

当社は、2024年5月20日開催の取締役会において、「取締役の報酬額改定の件」及び「取締役に対する譲渡制限付株式報酬額改定の件」を2024年6月20日開催予定の第66期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬額改定の件

(1) 改定案

報酬額：年間4億円以内

(2) 改定の理由

当社の取締役報酬額は2006年6月23日開催の第48期定時株主総会において年額2億4000万円以内とご承認いただいておりますが、当社業績、経済情勢及び取締役の増員を鑑み、改定させていただきたいと存じます。

報酬額には譲渡制限付株式報酬を含み、使用人兼取締役の使用人分給与は含みません。

なお、現在の取締役は7名でございますが、2024年6月20日開催予定の第66期定時株主総会にて取締役候補者選任案が承認可決されますと取締役は9名となります。

2. 取締役に対する譲渡制限付株式報酬額改定の件

(1) 改定案

年間に割り当てる譲渡制限付株式数：年間50,000株を上限

譲渡制限付株式割当てのための金銭報酬債権額：年間48.0百万円以内

(2) 改定の理由

当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当ては2020年6月23日開催の第62期定時株主総会において毎年29,000株を上限とし、その譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年25.5百万円以内とご承認いただいておりますが、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価上昇並びに企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため及び取締役の増員を鑑み、改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の支給対象取締役は4名でございますが、2024年6月20日開催予定の第66期定時株主総会にて取締役候補者選任案が承認可決されますと支給対象取締役は6名となります。

日程（予定）

改定のための株主総会開催日：2024年6月20日（木）

改定の効力発生日：2024年6月20日（木）

ご参考

当社の譲渡制限付株式報酬制度

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として株主総会でご承認頂いた年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額としない範囲で、取締役会において定める。

また、金銭報酬債権の支給については、当社の取締役（社外取締役を除く）が、上述の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として行う。

(2) 譲渡制限付株式の総数

株主総会でご承認を頂いた、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数を、各事業年度に係る定時株主総会の開催日から1年以内に割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で当該譲渡制限付株式の総数を適切に調整することができる。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとする。

①譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、30年間（以下「譲渡制限期間」という）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

②退任時の取扱い

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という）を当然に無償で取得する。

③譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する

当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

なお、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において、本項の定めに基づく譲渡制限の解除がされていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

④組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合であって、当該組織再編に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役を退任することとなるときには、取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点（上記の定めに基づく譲渡制限の解除が生じない場合には、取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点）において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上